

源義経と春日大社

一一四

前川佳代

はじめに

源義経は、その数奇な人生が物語性を持つためか非常に多くの伝説が全国各地に残っている。それらは義経の活動範囲とも重なり（北行伝説を除いて）、何らかの事実を示唆しているように思えるのだが、史実と伝説があいまつて義経の真実の姿を隠してしまった。

奈良の春日大社には、源義経奉納の伝えを残す宝物がいくつかある。義経が兄頼朝に追われ逃亡中に匿われた興福寺勧修坊に残したと伝わる国宝・籠手は大変有名であるし、鎌倉時代末期の作とされながらも義経奉納の伝えがある国宝・赤糸威大鎧（竹虎雀金物）、そして赤銅造太刀も義経所用との伝承をもつという。^①

また、春日社所蔵の古文書・古記録には、義経を伝える内容がある。それらの記事は、義経研究や内乱史研究で重要な役割を果たしてきた。このように春日大社には義経所伝をもつ伝世品と文献史料が共に残る点で、他の義経伝説をもつ寺社とは少々異なる。宝物には年代的に合致しないものもあり一蹴されがちであるが、義経と春日大社の関係を現代に伝えているものと積極的に捉えてみたい。

小論では、春日大社に残った宝物と、社家日記や春日大社文書から、義経と春日大社の関係をおうとともに、義経の畿内近国での活動について

て若干の考察を行うものである。

一、春日大社に残る義経奉納品

①鎧

赤糸威大鎧（竹虎雀金物）は伝源義経奉納という伝えがあるようだが、鎌倉時代末期のものである。これ以外に江戸時代には「義経緋緘鎧」が春日社本談義屋に存在していた。

一同所本談議（義）屋ニ有レ之候義経緋緘鎧・楠正成黒革緘鎧有レ之、
是亦御老中方江入_ニ御覽_ニ來候処、本談義屋之儀者、寛政三亥年九
月炎上仕、其節右武器茂不_レ残焼失仕候得共、當役所ニ者、宝永七
寅年、右義経正成之鎧等寸法之写取可_ニ差上_ニ旨、所司代松平紀伊
守殿より先役共江被_ニ仰渡_ニ、有形本法之通写取差上、當御役所と
も写取置申候。

これは、寛政十二年（一八〇〇）閏四月に出された「南都春日社頭宝藏ニ有レ之候鎧写之儀ニ付伺書」の朱書き部分である^②。この「義経緋緘鎧」は、寛政三年（一七九二）九月に発生した火事で本談義屋が炎上し、「楠正成黒革緘鎧」と共に「不_レ残焼失」してしまった^③。しかし宝永七年（一七一〇）に、奈良奉行所でこれら鎧を写し取るよう所司代松平紀伊守

信傳から指示があり、図式を作成し差し出し、奈良奉行所にも写し取り置いたという。

その絵図や目録^④、それをもとにした松平定信『集古十種』（寛政十二年（一八〇〇）頃成立）の「南都春日本談義屋藏義経朝臣甲冑図^⑤」と焼け残つた鎧道具との照合で、重要文化財に指定されている鉄三十六間四方白星兜鉢及鎧道具が、江戸時代に義経の鎧とされていた赤糸威鎧（牡丹蝶金物）とわかる。江戸時代には今や金具だけになつてしまつた赤糸威鎧（牡丹蝶金物）が義経奉納の鎧として有名であつた。^⑦この赤糸威鎧（牡丹蝶金物）は、竹虎雀金物鎧よりはやや古く、後述の梅鶯金物鎧に近い鎌倉後期の制作と考えられており、義経の本当の甲冑ではない。

一方で竹虎雀金物鎧などの鎧は、春日社回廊内宝庫に納められていたため、寛政三年の火事で被災はまぬがれ、ほぼ原形を保つて春日大社に現存している。前掲「南都春日社頭宝藏ニ有之候鎧写之儀ニ付伺書」の朱書き以外の箇所を掲げる。

南都春日社頭宝藏ニ有之候鎧写之儀ニ付伺書

一南都春日社回廊内宝倉ニ相納有之候鎧四領之内、黒革緘・カハ色緘・アカネ緘鎧之儀、何方より奉納之譯難^⑧相知候得共、古代之品ニ而御老中方南都巡見之節者、春日直会殿ニ飾り置、入御覽來申候。——以下朱書き部分は前掲のため略——

右宝倉鎧之儀茂、往々焼失之程も難^レ計奉^レ存候間、当役所江写取置候様仕度、此段奉^レ伺候、以上。

申閏四月

加藤伯耆守

この伺書は、回廊宝倉に納めてある四領の鎧にも焼失する可能性があるため図式を作成しておきたいという主旨で、前掲した朱書き箇所にみえる本談義屋の鎧は焼失したが奈良奉行所で写しとつておいたということが前提となつてゐる。回廊内宝庫にあつた四領のうち「黒革緘・カハ

色緘・アカネ緘鎧」は「何方より奉納之譯難相知候得共、古代之品ニ而」と奉納者の伝承はとくに記されていないことは注目される。^⑨

この中の「カハ色緘」は、現存する赤糸威大鎧（梅鶯金物）のことで、社伝では、源義家所用の鎧で、義家から平惟成に伝え、後に足利家に伝わつて、將軍義稙が春日大社に奉納したという。^⑩この鎧は旧国宝の際に「権色威」と称されていた。これはクチナシで下染めをしてから紅で染めたのが、紅がとんだために権色とみたためで、正しくは紅糸威の名称に相当するという。^⑪鎌倉時代後期の制作とされる。そして「アカネ威鎧」が竹虎雀金物鎧に該当すると思われ、源義経奉納という社伝がある。これらの伝承が右文書に記されていないのは、本談義屋所蔵の鎧のほうが有名であつたためであろうか。

②籠手

鎌倉時代の菊蝶文金具籠手一双が伝わる。もと興福寺勧修坊に伝わり、後に春日大社御藏唐院に保管されてきたという。^⑫源頼朝の追討を受けた義経が、一時身を隠した勧修坊を去る際に残したと伝え、「義経籠手」として有名である。『平治物語絵巻』にも描かれている古様を残すと指摘されながらも、鎌倉時代の制作とされる籠手である。

周知のごとく、壇ノ浦の戦いののち、頼朝と義経の間は険悪になり、義経挙兵という事態に発展する。結局は義経と叔父の行家は都落ちし西海へ活路を求めることになり、文治元年（一一八五）末から同三年（一一八七）の春頃に奥州平泉へ逃れる間、義経は畿内近国に潜伏する。籠手は、義経逃亡期の南都と義経の関係を語る遺品といえるのである。

義経が南都に匿わっていたことは、『玉葉』文治二年（一一八六）九月二十二日条に「昨日卯刻、武士三百騎、打^ニ因勧修房得業聖弘房（称放光房）^ニ云々」、「九郎判官義行在^ニ此家^ニ、仍^ニ為^ニ補取^ニ也云々、其上不^レ能^ニ是非^ニ、然間散々追捕、聖弘逐電了^ニ、武士無^ニ成事^ニ即^ニ帰洛」にあきらか

である。これは前日の九月二十日に京都で捕まつた義経の郎等・堀景光の白状により、義経が南都に匿わっていることを知つた鎌倉方が二十一日に南都に急襲したもの、義経も彼を匿つたとされる聖弘も捕えることはできなかつたといふのであつた。その時捉えた下僧によると「義行（義経）隠居之条実説也。只今依_二「京都告」、遮以逃去了」とのこと、京都からの密告により間一髪で逃げ去つたあとであつたといふ。二十一日には春日社で唯識会が行われる予定であつたが「依_二「武士追捕事」、昨日唯識会延引者」と春日社神主大中臣泰隆が京都に伝えていた。

これに關係する記録として『中臣祐重記』がある。『中臣祐重記』とは、春日若宮神主中臣祐重が残した神事日記で、祐重は初代若宮神主中臣祐房の三男である。長承四年（一一三五）に若宮社が本社から分離され別殿に鎮座された際に中臣祐房が初代神主に任じられて以降、その一流が世襲した。神事日記は『恒例臨時御神事日記』と正式に記され、毎月一日・十一日・二十一日に本社と若宮で奉仕される月次祭の「旬御供」や節供などの社行事の奉仕者や御供の内容を中心綴られている。日記は祐房以来のものが、旧若宮神主千鳥家に伝わっている。¹⁵⁾『祐重記』は養和二年、寿永二年、寿永三年、文治二年の四卷で祐重の自筆と伝わり、享保十一（一七二六）年には幕府に提出されている。

『祐重記』文治二年（一一八六）九月九日条には「□□□辰時、歛珠房・放光院・慈淨院□□□處□補ス武者」とある。九日なら比企朝宗が南都に追捕に向かう一日前ではあるが、「歛珠房（勧修房）・放光院」の房名と「武者」の字がみえる。この条文には、欠損部があり、九日の節供の条に続けて書かれてあるようにみえる。しかし、この日記が若宮神主中臣祐重による神事日記であることを考慮すると、本来あるべき二十一日の日付が欠損しており、この記事は、比企朝宗らが南都に討ち入つた二十一日の条文ではないかと考えられる。その時刻も『玉葉』では卯刻、

『祐重記』では辰刻と一刻の差である。旬御供の日と重なつたため、日記に残されたのだろう。南都側の貴重な記録である。

南都で義経搜索が行われた翌文治三年三月に、聖弘は鎌倉へ引き出され、頼朝の面前で臆することなく、頼朝義経兄弟の和融を説いたといふ（『吾妻鏡』三月八日条）。少し長いが、聖弘の申し分を引用しておく。

予州為_二「君御使」、征_二「平家」刻、合戰屬_二「無為」之様、可レ廻_二「祈請」之旨、殷懃契約之間、年來抽_二「丹誠」、非_二「報國之志」乎。爰予州称_レ蒙_二「關東譴責」、逐電之時、以_レ謂_二「師檀之好」、來_二「南都」之間、相構先_二「遁_二「一旦害」、退可_レ被_レ謝_二申于_二「品」之由、加_二「諷詞」、相_二副下法師等_二、送_二「伊賀國」畢。其後全不_レ通_二「音信」。謂_二「祈請」不_レ祈_二謀叛_二。謂_二「諷詞」和_二「逆心」畢。彼此何被_レ處_二「与同」哉。凡信案_二「關東安全」、只在_二「予州武功」歟。而聞_二「食讒訴」、忽忘_二「奉公」、被_レ召_二「返恩賞地」之時、發_二「逆心」之條、人間所堪、可_レ然事歟。速翻_二「日來御氣色」、就_二「和平之儀」、被_レ召_二「還予州」。兄弟令_レ成_二「魚水思給者、可_レ為_二治國之謀」也。申狀更非_二「引級之篇」、所_レ求_二「天下靜謐」之術」也者。

聖弘の弁によると、義経との師檀關係は「征_二「平家」刻、合戰屬_二「無為」之様、可_レ廻_二「祈請」之旨、殷懃契約之間」であるといふから、両者が關係を結んだのは義経が上洛して屋島へ出陣するまでの在京中からといふことになろう。次に、義経在京中の活動と春日大社との關係をみていくことにする。

二、義経在京活動と春日大社——兵糧米停止と日並御供——

『祐重記』には、内乱に関する興味深い記事も含まれている。たとえば源義仲が後白河法皇を襲つた法住寺合戦の記事として、寿永二年（一一八三）十一月十九日条がある。同日条には、合戦での院方武士とし

て、「佐土守（字阿キ冠者）・多々藏人父子・藏人大夫（字伊豫冠者）・衛門尉」等の名が挙げられている。佐渡守は葦敷重隆、多田藏人は多田行綱で問題なかろう。¹⁷⁾ 藏人大夫の注記を写真で見ると、「字伊豆冠者」と読めそうである。¹⁸⁾ だとすると源頼兼か、源仲兼であろう。

義仲は翌年正月に滅んだ。『祐重記』寿永三年二月一日に春日祭が延期された記事がある。すなわち「今日御祭依_二大穢解_一留畢。正月廿六日、頸共院御覽、京中併大触穢、汚穢不淨故也」とあり、これは正月二十日に宇治・勢多の戦いで敗れた源義仲らの首が二十六日に檢非違使によつて七条河原の獄門前樹に懸けられた際²⁰⁾、後白河法皇がご覧になり、穢れのため春日祭が延引された旨を記している。

義経は、元暦元年（一一八四）正月二十日に宇治で源義仲軍を破り入京をはたす。すぐさま平氏を追つて三草山と一ノ谷で合戦し、勝利して凱旋すると、京都を守護する任に着く。翌元暦二年正月十日に西海へ出陣するまでの約一年間は、京都近国で活躍するのである。

元暦元年二月に頼朝が朝廷に送つた奏状に義経の地位や権限が明記されている。²¹⁾

一 平家追討事

右、畿内近国、号_二源氏平氏_一携_二弓箭_一之輩并住人等、任_二義経之下知_一、可_二引率_一之由、可_レ被_二仰下_一候。海路雖_レ不_レ輒、殊可_二忿_一（忽）追討_一之由、所_レ仰_二義経_一也。於_二勳功賞_一者、其後頼朝可_二計_一申上_一候。

これには、畿内近国の武士は義経の傘下に属し、平家を追討することが書かれている。つまり、義経は軍事指揮権を有し平家追討の総指揮官である。これより前の『吾妻鏡』二月十八日条には、「武衛被_レ發_二御使於京都。是洛陽警固以下事所_レ被_レ仰也。又播磨・美作・備前・備中・備後、已上五ヶ国、景時・実平等遣_二專使_一、可_レ令_二守護_一之由云々」と、頼朝

は洛陽警固以下のことを京都に伝え、播磨・美作・備前・備中・備後に梶原景時と土肥実平の派遣を決めた。右の頼朝の奏状のうち、義経の平家追討については中止となり、八月に兄範頼とともに追討の官符を賜つた。²²⁾

現在残る史料や文書類からは、在京中、義経は様々な職務をこなしていることがわかる。²³⁾ これら義経の職務を挙げると次になる。

- ①朝廷に奉仕し、都を警固
- ②所領安堵に伴う鎌倉御家人の認定

- ③平氏追討にあたつての兵士役・兵糧米徵取の免除ならびに武士の非法停止

- ④武力を行使し、紛争介入（平氏関係者）

- ⑤荘園・所領内の裁判

- ⑥御家人への命令・没収地の管理

義経は、在京中に、五畿内と近江・紀伊・石見・丹波・伊勢・伊予において、右記の活動を行つてゐる。文書や史料によつて確認される活躍は、義経が優秀な政務官であることを示してゐる。

春日大社の関係でその活動をみると、右記の③に該当する処置を、元暦元年二月に行つたことが『春日大社文書』の「摂津国垂水牧務職重書案」にみえる。²⁴⁾ この重書案は、旧神主正眞院氏に伝来してゐたが、『春日神社文書』第二巻公刊時に春日大社に寄進されたものという。²⁵⁾

A 院序下 摂津国在序官人等

可_レ早令_中任_二度度院宣并長者宣_一停止_上春日社領垂水西牧勅院事・國役・雜事并西海道追討使兵士・兵糧米催及武士狼藉事ある。これより前の『吾妻鏡』二月十八日条には、「武衛被_レ發_二御使於京都。右得_二社司等今月日解状_一称、謹檢_二案内_一、件御牧者相_二伝摂政家_一御領也。而去年夏、有_二殊御願_一當社長日御供料被_二寄進_一畢。仍社壇奉祈_二天長地久御願_一、牧家專励_二年貢日次之營_一、嚴重無双之地、何事

過レ之。而或宛二兵士兵糧米一、或追討使下向之時、供奉雜人亂二入牧内一狼藉連綿不レ絕。以二地子一宛二兵糧一者、以二何物一可レ備二御供一哉。

以二神人一狩二兵士一者、以二誰人一可レ令レ勤二社役一哉。是牧内住人者

皆為二神人一之故也。伊勢以下七社御領被レ免二如レ此之役者一例也。望

請序裁、任二申請一被レ成二下序御下文一者、將欲レ仰二神威之貴一者、任二度度院宣并長者宣一、可レ令レ停二止彼牧勅院事大小國役并兵士兵糧米催及武士狼藉一之狀、所レ仰如レ件。在序官人等宜承知、勿二違失一、故下。

寿永三年二月十八日 主典代 織部正兼皇后宮大屬 大江朝臣 判

一略一

B 院序下 摂津國在序官人等

可三早令二停止一春日大社領垂水東牧國役雜事并兵士兵糧米催及武士狼藉事

右得二社司等今日解状一称、謹檢二案内一、件御牧者相二伝攝政家一御領也。而保安之比、有二殊御願一当社毎月三旬御供・二季神樂・五節供・長日社頭御宿直、旁神事用途料所被二寄進一也。爾以降、勅院事・大小國役無二宛催之例一。而依レ為二路次一追討使下向之時、雜人乱二入御牧、取穢御供米一冤陵(凌)住人等一、已如レ無二神威一。隨又可レ被レ宛二催兵士兵糧米一云々。御牧住人者皆神人也。爭脫二黃衣一着二甲胄一哉。甚非二其器量一。伊勢以下七社領被レ免二如レ此之役者一例也。望請序裁、任二申請一被成二下序御下文一者、將仰二神威之貴一者、早任二申請一、可レ令レ停二止彼牧勅院事・國役・雜事并兵士兵糧米催武士狼藉一之狀、所レ仰如レ件。在序官人等宜承知、勿二違失一、故下。

寿永三年二月十八日 主典代 織部正兼皇后宮大屬 大江朝臣 判

一略一

他に勸学院政所下文が二通あり、これらに對する義経の請文が残る。

C 垂水牧兵糧米事、諸国々兵糧米停止了。下知仕候了。不可レ有二御承引一候歟。仍序御下文二枚返二上之二候、義経恐惶謹言

寿永三年

義経

Cの請文は、二月二十二日に出された諸国兵糧米停止の官宣旨に対応するものと位置づけられている。²⁶⁾この時、「諸国兵糧之責、并武士押取

他人領一事、可二停止一之由被二宣下一」とあり、兵糧米停止以外の武士押領停止についても宣旨が下っているから、「武士実申行云々」といった武士が義経であるなら、これら下文の内容通りの処置がなされたものと推測される。

垂水西牧は、摂津國豊島郡に所在し、萱野郷、桜井郷、六車郷、長興寺、榎坂郷からなる、摂関家の私牧から発展した荘園である。寿永二年(一一八三)六月八日、藤原基通が「御心中依レ有二御祈願事一、殊凝二御懇懐一」として春日社に寄進した。²⁷⁾同文書によると「隨二社家下知一、宜令レ勤二仕年貢雜事一之狀」と年貢雜事を春日社に勤仕するという。藤原基通が垂水牧を春日大社に寄進したころといえば、源義仲が北陸道を制覇して上洛の機会をねらい、まもなく平氏は安徳天皇と三種の神器をいただき西海へ落ち延びるという社会状況である。摂関家としては、山陽道沿いにあるこの垂水西牧を、春日社の威信を借りて、兵士・兵糧米徵収や狼藉などから逃れさせたかったとも推測される。当牧は、日並御供のうち朝御供を供する牧であった。『祐重記』寿永二年十一月一日に「日別新日並御供奉レ備」とあり、春日大社では、この日から日並御供の朝御供が始まつたと伝えられている。²⁸⁾日並御供は、現在も春日大社で毎日朝夕お供えされる御供のことである。「御日供(おにつく)」とも呼ばれている。

また『祐重記』寿永三年四月二日条に「初新日並御供」とあり、「榎坂四百九十石運上故」と記されている。「榎坂」は垂水西牧内に所在した榎坂

坂郷のことである。先の院序下文Aと義経の請文Cとを関連させて考えると、義仲と平氏や上洛した鎌倉軍によつて山陽道沿いの垂水西牧では御供米を献上できる状態ではなくなり（A文書）、社司の解状を請けた朝廷がA～C文書によつて兵士兵糧米や武士狼藉の停止を命じたことによつて、中断していた御供米の運上が可能となり、四月に垂水西牧から神供米が運上されて「初新日並御供」ということになつたと推定される。垂水西・東牧は山陽道沿いにあたり、一ノ谷合戦では源範頼率いる大手軍の進軍により、兵士役徴収や兵糧米徴収、武士の乱暴狼藉が起こりやすかつたと思われる。兵糧米停止の効果が四月になつて現れたことが実証された。

垂水東牧は、摂津国島下郡に位置した。B院序下文によると、保安年間（一二二〇～二四）に春日大社の「毎月三旬御供・二季神樂・五節供・長日社頭御宿直」などの神事用途料所として寄進された。保安年間といふと、藤原忠実は白河天皇との仲が険悪になり、子息忠通に閑白・内覽が替わつた時期に当たる。この「毎月三旬御供」とは、前述したよう一日・十一日・二十一日に本社と若宮で奉仕される月次祭のことである。春日大社では、古くは「シユンノゴク」とも呼ばれた。藤原忠通が願主となり、保安三年（一二二二）より献じ続けられていると伝わる。³⁵⁾

なお、義経は元暦元年九月二十日には、垂水西牧の萱野郷内の狼藉を停止する外題を加え、さらに書状をしたためている。³⁶⁾これは在京活動の⑤に相当しよう。

三、屋島出陣前の義経と春日大社

約一年間、京都を守護する任にあつた義経は元暦二年正月十日に京都を出立し、平家追討のため西海へ出陣する。二月十七日に暴風雨の中、

坂郷のことである。先の院序下文Aと義経の請文Cとを関連させて考えると、義仲と平氏や上洛した鎌倉軍によつて山陽道沿いの垂水西牧では御供米を献上できる状態ではなくなり（A文書）、社司の解状を請けた朝廷がA～C文書によつて兵士兵糧米や武士狼藉の停止を命じたことによつて、中断していた御供米の運上が可能となり、四月に垂水西牧から神供米が運上されて「初新日並御供」ということになつたと推定される。垂水西・東牧は山陽道沿いにあたり、一ノ谷合戦では源範頼率いる大手軍の進軍により、兵士役徴収や兵糧米徴収、武士の乱暴狼藉が起こりやすかつたと思われる。兵糧米停止の効果が四月になつて現れたことが実証された。

屋島へ向けて出航するまでの約一ヶ月間は淀川河口付近に滞在した。遠征のための準備に時間が費やされたと考えられる。

十三日に淀をたつて渡辺へ向かつた軍勢は、『延慶本平家物語』第六本に「其勢五万余騎」とあり、『源平盛衰記』卷四十一には「其の勢十万余騎」と記される。その数には誇張があるかと思われるが、多くの武士が渡辺・河尻・神崎に集結したとなると、近辺への武士による狼藉が始まつたことは容易に想像される。そのため莊園領主たちが狼藉の防止を義経にはたらきかけたのであろう。たとえば、正月二十二日には、義経が和泉国春木荘の觀音寺住僧への武士乱暴狼藉をやめさせる事態が起つていることが傍証となる。³⁷⁾

『祐重記』元暦二年二月十一日条には、九日に大宮社司泰隆が摂津国河尻に義経に見参するため下向したことが記される。この泰隆は既述した文治二年に鎌倉方が義経搜索で南都に打ち入つたために唯識会が延期された旨を京都に伝えた「春日神主泰隆」のことである。

十一日。乙丑。若宮奉_レ備_二御供_一。祐重、役權官惠宗、氏人祐守・祐隆也、大宮泰隆（不參也）・有政・成房・遠忠・祐忠・義経・祐綱・惠宗、氏人泰次・泰元・有保・義清、生物フカ、干物カツヲ敢無_二各別_一。九日、河尻泰隆下向、為_二九郎判官見參_一也。十三日上洛也。

右の条文によると十一日の月次祭に、泰隆は「不參」とあり、九日と十三日の泰隆の動向が書かれているので、九日に義経と面会した後、奈良へは戻らずに、十三日には京都へ出向いたとみられる。つまり義経との面会と上洛が一連の用務と推測される。泰隆の目的は何だつたのか。

河尻は、西海方面からの官米などが集積する港であった。³⁸⁾武士の存在により各地の莊園から春日大社への神供運上に支障をきたした可能性が考えられる。実害があつたか、それを恐れた春日社神主泰隆が河尻にいた義経のもとに直接訴えにきた。そして義経外題を殿下政所へ持参する

ために、泰隆は十三日に上洛したとは推定できないだろうか。河尻や渡辺など津頭の検察権は、検非違使が従事して住人たちに序役を課する権利をもつていたといい、³⁸⁾ 義経が差配できる職務の範疇であつた。

その三日後の十六日、後白河院の使いとして高階泰経が渡辺に逗留していた義経を訪ねた。『吾妻鏡』二月十六日条には次のよう記される。

大蔵卿泰経朝臣稱レ可レ見レ彼行粧、自レ昨日レ至レ廷尉旅館。而卿諫云、泰経雖レ不レ知レ兵法、推量之所レ覃、為レ大將軍者、未必競ニ一陣ニ歟、先可レ被レ遣ニ次將ニ哉。廷尉云、殊有レ存念ニ、於ニ一陣レ欲レ棄レ命云々。則以進發

これは『吉記』正月八日条に載せる義経の四国発向の意志に対する吉田経房の、「大將軍不_レ下向_二、差_二遣郎従等_一」之間、雖_レ有_二諸國責_一、無_二追討之実_一歟₃₉₎と大将軍（義経）が出陣すべきであるという意見に反する内容である。従来、泰経が出陣前の義経を訪ねたことを、『玉葉』が「是京中依レ無_二武士_一為_二御用心_一也云々」と記すことから、京中守護がいなくなるためと説明される。しかし義経と面会するための春日社社司泰隆の河尻下向とその後の上洛という経過、そして泰隆上洛からわずか三日後の院使高階泰経の渡辺下向とひと月前の決定とは正反対の出陣制止要請を一連のものとして見たとき、次のような説明が可能となる。

義経が約一年間の在京中にこなした多岐にわたる職務は義経出陣により中断され、近辺の莊園領主は守護者の存在がなくなることに不安を抱く。義経が出京した約一ヶ月の間に、義経が京都を留守にしたために出てきた支障が数多くあり、その訴えが朝廷に届いて、二月十六日に高階泰経が院の使者として義経出陣制止に渡辺まで來た。出陣制止要請をするために院使の登場となる社会的状況が存在した。

河尻での春日社社司泰隆の下向の目的や院使の要請をこのように推定したならば、京都の治安維持だけなく、畿内近国の治安維持に義経が必

要だつたと貴族だけでなく莊園領主も認めていたといえる。京都だけでなく、畿内近国の治安維持に果たした義経の役割は大きく、優秀な軍事行政官であつたことがわかる。

おわりに

文治元年（一一八五）八月二十七日、翌二十八日の大仏開眼供養のため後白河法皇が南都に御幸した時には、義経は淨衣を着て供奉している。⁴⁰⁾翌二年にはその南都に匿われることになった。

義経が「大將軍」であること、聖弘が「凡倩案_二関東安全_一、只在_二予州武功_一歟」というように平家追討は義経の武功であること、そして京都や畿内近国の治安維持に必要な存在であつたこと、これらは皆当時の義経の周囲にいた人々が一様に抱いていた眞実の義経の姿である。

春日大社に残る義経所伝の宝物には、後世の義経贔屓の所産と思われる物もあるが、実際に史料から義経と春日大社の関係を見ていくと、それら伝承は史実を反映しており、両者の深いつながりを現在に伝えていく。両者の関係と宝物の存在を関連付けて想像をたくましくするなら、屋島出陣前の義経に謁見した神主泰隆は、義経から武運長久・平氏追討の祈祷を頼まれたかもしれない。そしてその時下賜した武具が伝わり、さらにその伝えをもとに後世に義経奉納品ができた。それが今日春日大社に宝物として残る品々ではないだろうか。

〔春日大社に残る義経関係の文化財〕

赤糸威大鎧・竹虎雀飾 鎌倉時代末期 国宝

鉄三十六間四方白星兜鉢及鎧金具（赤糸威鎧・牡丹蝶） 鎌倉時代後期 重文

籠手 鎌倉時代 国宝

赤銅造太刀

鎌倉時代 重文

『春日大社文書』「摶津国垂水牧牧務職重書案」

同 「源義経・楠木正成鎧籠形図調進記録」

『中臣祐重記』 養和二年 寿永二年 同三年 文治二年 自筆記

屋島合戦図屏風

江戸時代

春日社宝蔵鎧四領実写絵図

江戸時代

注

① 国宝赤糸威大鎧（竹虎雀飾）修理記念「春日大社の鎧と刀」（春日大社宝物殿、二〇一一年四月一～七月三十一日）の展示解説。本展示では義経と春日大社の関係を義経の春日信仰と捉えられている。

② 『春日大社文書』一一〇、源義経・楠正成鎧籠形図調進記録。

③ 『春日大社文書』一一〇、源義経・楠正成鎧籠形図調進記録内の「南北都春日社頭宝蔵ニ有之候鎧写之儀ニ付伺書」。

④ 「春日社本談義屋在之候義経縛威鎧目録」（鈴木敬三『甲冑写生図集解説』吉川弘文館、一九七九年一〇九頁）

⑤ 松平定信編『集古十種』甲冑三（『集古十種』三 一九〇八年、一〇〇頁）『図解日本甲冑事典』「竹に雀虎金物赤糸威鎧」の項には、赤糸威牡丹金物鎧として復原されていると記されており（笠間良彦『図解日本甲冑事典』雄山閣、一九七三年、二三七頁）、現在は靖国神社遊就館にある。

⑥ 延宝六年（一六七八）の『奈良名所八重櫻』卷五には、「從五位上兼伊予守源義経納められる」とする「甲冑 火威。紋は獅子に牡丹。据金物は、上羽の蝶なり」が本談義屋にあつたことが記される（大久保秀興・本林伊祐『奈良名所八重櫻』版本地誌大系別卷一（古版地誌）臨川書店、二〇一〇年、一四五頁）。宮崎隆旨氏は、据金物を揚羽の蝶と記すのは、『奈良名所八重櫻』の誤解であろうとされる（同氏著『奈良甲冑師の研究』吉川弘文館、二〇一〇年、「第四編第二章五」の「岩井彦十郎」の項、四二八頁）。なお、この鎧は寛文十年（一六七〇）に松浦肥前守が補修させたという（『南都年代記』『奈良名所八重櫻』、宮崎氏前掲書同頁）。

⑧ 鈴木敬三「春日大社の鎧」（近畿日本鉄道創立五十周年記念出版編集所編『春日大社・興福寺』近畿日本叢書第六冊、近畿日本鉄道株式会社、一九六一年、一六一頁）。

⑨ 注②文書。また『春日社宝蔵鎧四領式』（春日大社蔵）にも「是春日社回廊内宝倉ニ鎧四領納有之、何方より奉納とも決難相知候得共、古代之品ニテ」とある（前掲宮崎氏著、「史料」四九三頁）。

⑩ 前掲『図解日本甲冑事典』「梅枝鶯蝶金物赤糸威鎧」二三五頁。

⑪ 前掲鈴木論文、一五六・一五七頁。宮崎前掲書、一二〇頁註二七。

⑫ 秋里籬島『大和名所図絵』（寛政三年（一七九二））卷之一 添上郡南北都之部 五箇屋 本談義屋の項に、「源義家五音威鎧二領、同縛緘脇立并前段板」、「甲冑源義経納めらる」「楠正成鎧」などという伝えがあつた（大和名所図絵）（版本地誌大系）臨川書店、一九九五年、三七頁）。刊行年は本談義屋が焼けた寛政三年である。宮崎隆旨氏は、「源義家五音威鎧二領、同縛緘、脇立并前段板」と読まれ、「五音威」は紫萌葱地片身替逆沢瀉威鎧と紫糸妻取威鎧を指し、「縛緘」は縛緘（牡丹金物）鎧、「脇立并前段板」は脇楯と梅桙・鳩尾板が伝わつていた縛威（竜胆金物）鎧に相違いない」とされる（前掲宮崎書、一二三頁註五五）。そうすると「同縛緘」と書かれてあるため、牡丹蝶金物の赤糸威は義家の伝承をもつことにはない。牡丹蝶の鎧が義経伝承を持つことは『集古十種』などで明確である。また「甲冑源義経納めらる」という甲冑が本談義屋にあつたはずある。縛緘と脇立并前段板は「源義家五音威鎧二領、同縛緘脇立并前段板」のよう

に同一とみて、竜胆金物の縛緘のことと考えられる。竜胆金物の縛威鎧は宮崎氏によると、大和の豪族越知氏の奉納と推測されている（前掲宮崎書、一〇五頁）。なお、紫萌葱地片身替逆沢瀉威鎧とは重要文化財の鉄十八間二方白星兜鉢及鎧金具、紫糸妻取威鎧は同じく重要文化財の鉄二十八間四方白星兜鉢及鎧金具である。

⑬ 『春日大社古神宝宝物図録』（春日大社社務所、一九八七年）。

⑭ 『玉葉』文治二年九月二十二日条。

⑮ 永島福太郎「解説」（『春日社記録』第一春日大社、一九五五年、四七四・五頁）。

案。幕府は写本を作らせ世上に流布した。それが『続群書類從』神祇部に

収められた「中臣祐重記」である（『春日社御神事日記』『奈良市史』書跡編、一九七三年、二二〇頁）。

⑯ 十二月三日に佐渡守源重隆が解官されている（『吉記』同日条）。「吉記」

十一月十八日条には、院中武士参入の事として多田藏人大夫行綱の名前が見える。

⑰ 宮田敬三氏のご教示による。

⑱ 源頼兼は『覚一本平家物語』卷第十一「内侍所都入」に「伊豆藏人大夫頼兼」と出てくる（梶原正昭・山下宏明校注『平家物語』下 新古典文学大系 一九九三年）。

源仲兼は、『平家物語』諸本の法住寺合戦の場面に出てくる。伊豆守光遠の子（新訂増補『尊卑分脈』第三篇「宇多源氏」三九八～三九九頁）であるゆえ「伊豆冠者」と呼称された可能性がある。西門を守備していたが、敗戦と聞くと敵軍の中を強行突破し、木幡で出会った近衛基通を宇治の富家殿まで送り、河内へ落ちた。なお、これら「伊豆冠者」の人名比定についても宮田敬三氏のご教示を得た。

⑲ 『吾妻鏡』 寿永三年正月二十六日条。

⑳ 『吾妻鏡』 寿永三年二月二十五日条。

㉑ 『吾妻鏡』 寿永三年二月二十五日条。

㉒ 『宮田敬三「十二世紀末の内乱と軍制―兵糧米問題を中心として―」』（『日本史研究』五〇一号、二〇〇四年）、菊池紳一「在京中の義経」（大三輪龍彦・関幸彦・福田豊彦編『義経とその時代』、山川出版社、二〇〇五年）。

㉓ 義経の在京活動については、田中稔氏「鎌倉殿御使考」（『史林』四五六、一九六二年）、松井茂『鎌倉幕府初期の権力編成―源義経の地位と役割を中心にして』（『歴史』五一号、一九七八年）、藤本元啓「京都守護」（『芸林』三〇一～二、一九八一年）、木村茂光「鎌倉殿御使下文の政治史的意味」（河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年）、菱沼一憲「源義経の政治的再評価―寿永二年閏十月の上洛から元暦二年正月の西海出陣まで―」（『国史学』一七九号、二〇〇三年）、のち同氏著『中世地域社会と将軍権力』（汲古書院、二〇一一年）に「在京頼朝代官源義経」と改題し、第三章一節に収録）の分析がある。

㉔ 『春日大社文書』六五五、摂津国垂水牧牧務職重書案（『平安遺文』

四一三二、四一三一、四一三六）。

㉕ 永島福太郎「解説」（『春日大社文書』第六卷、吉川弘文館、一九八六年）。

㉖ 宮田前掲論文、七九頁。

㉗ 『玉葉』寿永三年二月二十一日条。

㉘ 前掲宮田論文、七九頁。

㉙ 『春日大社文書』六五五、寿永二年六月八日摂政近衛基通家政所下文（『平安遺文』四〇九二）。

㉚ 『豊中市史』第一卷では、藤原基通が垂水西牧を寄進した理由を源氏追討祈願とする（豊中市役所、一九六一年、一二四頁）。

㉛ 岡本彰夫「春日四方山話十 続春日特殊言語考」（社報『春日』第五十号、春日大社、一九九三年、十・十一頁）。

㉜ 前掲岡本論文によると、夕御供は永久五年（一一一五）二月一日に始められていた。

㉝ 前掲岡本論文。一方で、康治年間（一一四二～一四四）ころに忠実が寄進したとする史料もある（垂水東牧中条住人寄司等愁状、『永昌記』紙背文書）。

㉞ 『春日大社文書』六五五 元暦元年九月日垂水西牧萱野郷百姓等解（『平安遺文』四二〇七）。

㉟ 菱沼前掲論文では、義経の西海出陣に伴い、和泉・河内国に對して追討使の名目で軍備徵發が行われた可能性を指摘している（同氏論文、六二頁）。

㉟ 「尊敬閣所蔵文書」元暦二年正月二十二日源義経安堵状（『平安遺文』四二二八）。なお、この文書に久保田和彦氏は「源義経補判書下」と命名されている（同氏「源義経の発給文書」、大三輪龍彦・関幸彦・福田豊彦編『義経とその時代』、山川出版社、二〇〇五年、一〇三頁）。

㉟ 『尼崎市史』第一卷、尼崎市役所、一九六六年、三一〇頁。

㉟ 『吉記』元暦二年正月八日条。

㉟ 『戸田芳実「第三章第三節 平安時代の尼崎」』（『尼崎市史』第一卷、尼崎市役所、一九六六年、三八三頁）。

（奈良女子大学古代学学術研究センター）